

那須塩原市農業委員会

# 第 2 2 回総会議事録

令和 4 年 4 月 2 5 日 (月)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年4月25日（月）午後1時30分～午後2時35分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：18名

会長	3	君島 良一	委員	13	高瀬 和夫
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	14	松本 忠太
委員	1	石崎 清	〃	15	室井 孝美
〃	4	松本 誠治	〃	16	江連 節男
〃	5	金田 廣衛	〃	17	槌江 栄作
〃	6	木下 久雄	〃	18	渡辺 秀一
〃	8	秋元 誠	〃	19	島田 晴子
〃	9	大田原 重夫	〃	20	竹村 文祥
〃	10	田淵 徹			
〃	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：2名 7番 三本木 直人委員、12番 藤田 一郎委員

5. 議事録署名人の指名：2番 加藤 拓央委員、4番 松本 誠治委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 報告第1号 令和3年度農業委員会事業実績について
- 8) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 湯田 雅泉
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第22回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、三本木 直人委員、藤田 一郎委員の2名です。  
在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に、「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき 議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号2番 加藤 拓央委員と、4番 松本 誠治委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番については、取り下げとなりました。

番号2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第1号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月20日、午後3時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北西へ約600メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稻を744アール、なすを30アール、自家用野菜を10アール作付けしており、トラクター5台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けすることです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか、事務局の確認報告を求めます。

佐藤農地係長 それでは議案書9ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は昭和26年8月に設立された特例有限会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高の約96%が農業売上げであり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より、法人の行う農業への常時従事者が議決権の100%を保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。

役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから議案第1号番号3番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 番号3番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月11日、午後4時30分頃、申請地で申請人、代理人から行いました。

申請地は、那須疏水第一分水取り入れ口より南へ450メートルに位置しております。

申請に至った経緯は、譲受人は令和2年10月に、相続により所有権を移転しましたが、以前より農業は行っていなかったため、今回の売買の話がまとまり申請に至ったとのことです。

譲受人の経営状況は、耕作面積662ヘクタール、乳牛2万頭、トラクター65台、ローダー85台、トラック88台、従業員460名で酪農業を行っています。

申請地の耕作予定は、飼料作物、デントコーンを栽培することです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第1号、番号4番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月19日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立関谷小学校より北東へ約1キロメートルに位置しております。

今回の申請につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの、政令で定める相当の事由の、施行令第2条第1項イにありますとおり、「その権利を取得しようとする者が法人であっ

て、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること」である場合には、不許可の例外に該当します。

借手人は、長年千葉県内の研究施設で、関東地域の酪農畜産振興目的に飼料作物の品種開発を行っております。近年の異常気象に対応するため、病害や倒伏害に強い品種を選抜するため、冷涼かつ多湿な条件の申請地を選定いたしました。ここにおいて、飼料用トウモロコシの品種選抜試験を実施するものです。

法人の定款や事業等から、申請における耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究のために行われると認められます。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項の2、4、5号を除く各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 江連 節男委員にお願いします。

番号5番についても報告をお願いします。

江連 節男委員 議案第1号、番号5番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月12日、午後4時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、旧那須塩原市立金沢小学校より南へ約500メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、農地2.2ヘクタールに飼料作物を作付けし、乳牛を飼養し酪農経営を行っております。農業機械もトラクター等、酪農関連の機器を使用し健全な経営を目指しております。

申請地の耕作予定は、自宅に隣接する申請地でありますので、飼料作物を作付けし、飼料自給率の向上を図り安定経営を目指す経営であります。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番及び7番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。

槌江 栄作委員 議案第1号、番号6番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、4月16日、午前11時15分頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、墓沼自治公民館より南東へ1.2キロメートルに位置しております。  
譲受人の経営状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台を所有し、水稻180アール、牧草50アール、野菜10アールを作付けしております。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。  
議案第1号、番号7番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、4月16日、午前11時10分頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、墓沼自治公民館より南東へ1.2キロメートルに位置しております。  
譲受人の経営状況は、140アールの農地に牧草を作付けしております。トラクターとコンバインを各1台所有しています。  
申請地の耕作予定は、牧草を作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員 譲渡人が何人もいるのですが、これは6番も7番も共有地としての解釈でよろしいですか？

槌江 栄作委員 この後の議案の番号10番までが同じ共有地の案件になります。  
この案件は、もともと共有地だったのですが、現在使っている人が、今後も安定的に耕作を続けるために権利関係を整理するということで、今回まとめて申請をしたということであり  
ます。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。  
無いようですので、槌江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、槌江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

樋江 栄作委員

番号8番及び9番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

議案第1号、番号8番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月16日、午前11時25分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、墓沼自治公民館より南東へ1.2キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稻105アール、牧草119アールを作付けし、乳牛16頭を飼養しています。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、バキュームカー1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議案第1号、番号9番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月16日、午前11時5分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、墓沼自治公民館より南東へ1.2キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、175アールで牧草を作付けし、和牛25頭を飼養しています。農機具は、トラクター6台、ロールペーラー1台、バキュームカー1台、モアコン1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、牧草を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号9番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番及び11番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江 栄作委員

議案第1号、番号10番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月16日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、墓沼自治公民館より南東へ1.2キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、1,514アールで水稲と牧草を作付けして、乳牛70頭、和牛15頭を飼養しております。農機具はトラクター6台、ロールベアラー1台、コーンハーベスター1台、コンバイン1台を所有しております。

申請地の耕作予定は、牧草を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号10番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議案第1号、番号11番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月15日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、接骨木自治公民館より北西へ約150メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、1,441アールで水稲と花木を作付けしております。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しております。

申請地の耕作予定は、水稲を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号11番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、榎江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

次に、番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、榎江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員 議案第2号、番号1番について報告します。

賃貸借権の設定により、浸透池設置工事のための現場事務所等として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、道の駅那須野が原博物館より南西へ約1キロメートルに位置しています。



申請に至った経緯は、浸透池設置工事に使用する重機、資材、残土、碎石置き場、現場事務所として使用するため、農地一時転用が必要となりました。

申請地は農振農用地となります。転用は、原則不許可ですが農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

事業計画は、栃木県発注の浸透池設置工事のための現場事務所、進入路、資材置場及び駐車場として利用するための内容となっています。

上下水道は 使用せず、雨水排水は 地下浸透処理とします。

既存の畦畔を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月20日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第2号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ1.1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、総合不動産で那須塩原市において複数の宅地分譲販売の実績があり、申請地においては幹線道路整備が進み、近くに小売店が建築され、小・中学校も近く住宅要件の高い地域であり、宅地販売に適した土地であると考えていたところ、所有者、譲渡人の同意が得られたため宅地分譲を計画しました。

申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地21区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は道路横側溝で集水し道路内浸透槽にて処理します。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月20日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号2番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号2番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。

また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号3番については 三本木 直人委員欠席のため、事務局から報告を求めます。

佐藤農地係長

議案第2号、番号3番について、提出のあった調書を基に報告します。

売買による所有権の移転により、駐車場を造成するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より南へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人家族は、申請地近くに住宅を建築しましたが、駐車スペースがなく、近くに駐車場用地を取得することを考えておりました。譲渡人も申請地を長年耕作出来ていなかったため、気がかりとなっており、理解をいただき今回の申請に至りました。

尚、申請人は、申請地を相続した際に農地であることを知りましたが、農地法順守の意識が低く、転用許可を得ないまま駐車場として利用してしまいました。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

既存擁壁の使用及び土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月21日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番については、取下げとなりました。

番号5番及び6番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第2号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、倉庫を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、現在西那須野地区を中心に県北地区において、造園、不動産管理等を主として運営しておりますが、事業拡大に伴い事務所及び道具等を保管する倉庫が必要になったため、主要道路沿いにある申請地が最適であることから今回の申請に至りま

した。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある区域にあるので第1種農地区分となります。本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えない計画ですので、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に倉庫を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月20日、午前9時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第2号、番号6番について報告します。

売買による所有権の移転により、資材置場を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、井口工業団地東側隣接に位置しています。

申請に至った経緯は、市内を拠点として、とび、土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い現場に併せて、幅、長さ、大きさ、量、多種多様な足場を使用するための資材置場が、現在保有している資材置場だけでは不十分になったため、今回の計画申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に資材置場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に地先境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月20日、午前10時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号6番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号6番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。

指令書の交付は常設審議委員会の許可相当の回答後となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番及び2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第3号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より東へ約1キロメートルから3キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前9時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、今後の新幹線輸送の安定向上を目的とし、首都圏側の車両基地増強を図るため、那須塩原電流線と機能増強し車両研修設備を備えた車両基地として整備をするため申出に至りました。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は、土地収用法その他の法律により土地を収用することができる事業の用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より北へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前10時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請地は小中学校の通学圏内で、商業施設や交通インフラが近くにあり、利便性が良く住環境としては最適であり、土地所有者の要望も考慮した上、本申出に至りました。

申出地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号3番及び4番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第3号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より北へ約3キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前10時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、分譲地の東側に住んでいる住民からごみステーションが遠く、東側にもごみステーションを新設して欲しいと要望が出て、候補地を探していましたが、申出地の土地所有者より協力いただける話があり、今回の申出に至りました。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は周辺の地域に居住する者の日常生活に必要な施設で、既存集落に接続して設置するものであるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立高林中学校より、西へ約2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前10時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在申出人は、実家に両親と今度高校生になる娘と同居していますが、娘用の部屋もないことから、学習環境や個室を確保するため、両親と相談の上、現在住居の隣接農地へ住宅建築することとし、今回の申出になりました。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号5番及び6番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第3号、番号5番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、一区自治公民館より南東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前9時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出人は、病気のため農業経営が困難なため、既に行っているアパート経営にもう一棟追加し生計を立てていくためです。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号6番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約400メートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前9時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出人は、現在実家において両親と同居していますが、将来の家庭環境の変化を考え、自宅を新築する計画を立てました。このため今後継続して農業を手伝うことや、将来の両親の介護等のことを考慮し、実家に近い隣接地を申請するものです。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第3号、番号7番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、上横林自治公民館より南へ約1.3キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前10時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出人は、現在実家で両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、自宅の新築を計画しました。申出地は自宅に隣接しているため、子育てや両親のためにも最適と考え申請するものです。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、除外相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員 議案第4号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立鍋掛小学校より南東へ800メートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前9時10分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第5号、番号1番について報告します。

農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか、確認するものです。

申出の内容は議案書記載のとおりです。

現地調査は、4月21日、午前9時25分頃に行いました。

申出地は、那須塩原市立日新中学校より南へ1.6キロメートルに位置しています。

申出に至った経緯は、申出人が病気のための農作業が出来なくなったとのことです。

現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。

地元調査員としては、優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第6号について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書19ページから27ページが「利用権設定関係」の案件で36件、合計面積は302,288平方メートルとなります。

この内22ページから27ページの28件、210,031平方メートルが中間管理事業の対象となります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》



異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

報告第1号「令和3年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

報告第1号令和3年度農業委員会事業実績についてご説明いたします。

本日配布しました令和3年度農業委員会事業実績書をご覧ください。

概要の説明とさせていただきます。

1ページから2ページは、農業委員、農地利用最適化推進委員の名簿です。

3ページ、下段が総会等の開催状況で、書面開催を含みます。

4ページは、上段が3条の権利移動の許可の状況で、前年比、許可件数では、9件の増、面積は、約8.3ヘクタールの減です。面積が減少した主な要因は、使用貸借の減によるものです。

下段が4条、5条の農地転用の許可の状況で、前年比、許可件数では、9件の減、面積は、約2.8ヘクタールの減です。面積が減少した主な要因は、宅地分譲面積の減によるものです。

5ページ、上から2段目、4農地法第3条の3の規定による届出については、相続の届出が101件です。前年より減少してはいますが、ほぼ同数の相続が発生しています。

6ページ、一番上の段、8農地利用集積計画では、まん中の中間管理権の設定が52件増となっています。権利の再設定を含みますが、公社で農地バンク事業を推進しているための増加と思われます。

7ページは、農業者年金基金業務受託事業です。令和3年度は、新規加入者が4件でした。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの周知・加入推進活動が新規加入に結びつきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

9ページ、15の①、全国農業新聞は、経費の見直しをする方が多く見受けられ、中止も多くありましたので、年度末現在では、47件の減となりました。

簡単ですが、説明は以上です。よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、報告第1号は事務局報告のとおりとします。

次に、報告第2号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

追加資料29ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、4条許可が1件、5条許可が1件で他法令と同日許可としております。

以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

それでは、追加資料30ページの報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」をご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、3月の届出の受理状況につきまして、ご報告するものです。

3月は、相続を原因とした権利移動の届出を15件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第22回総会を閉会いたします。